

総行住第55号
令和2年4月3日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当局長 } 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の
取扱いに係る質疑応答について (通知)

行政手続のオンライン化に際し、住民票の写しの交付請求についても、電子情報処理組織を使用して受け付けることが可能となっていますが、一部の地方公共団体による取組において、住民基本台帳制度上の疑義が生じている事例があることから、下記のとおり質疑応答を作成しました。

貴都道府県においては、この旨、指定都市を除く域内の市区町村に周知徹底されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

(問1) 電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受ける場合には、どのような点に留意する必要があるのでしょうか。

(答1) 住民票の写しの交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報漏えいすることを防ぐため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。

電子情報処理組織を使用した住民票の写しの交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「主務省令」という。）第4条第2項の規定により認められていますが、この場合においても、法が求める厳格な本人確認が必要であることから、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。

(問2) 主務省令第4条第2項ただし書において、「行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。」と規定されていますが、住民票の写しの交付制度においても、地方公共団体が指定すれば、電子署名以外の方法で請求を行った者を確認することは可能でしょうか。

(答2) 御指摘の主務省令第4条第2項のただし書は、総務省所管の一般的な行政手続の中で、①署名や押印を必要としていない手続、②従前からID・パスワード方式により実施している手続、③なりすましにより不当に利益を得ることができない手続について、ID・パスワード方式など電子署名以外の簡易な方法で申請等を行った者を確認するための措置を規定したものです。

住民票の写しの交付制度については、問1の回答のとおり、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報漏えいすることを防ぐため、窓口における本人等請求の場合には、請求時に厳格な本人確認を行うことを求めていること（法第12条第3項）、書面による請求に当たっては、請求書に自署又は押印を求めていること（住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第4条第1項及び住民基本台帳事務処理要領）から、主務省令第4条第2項のただし書の規定は適用できません。

(問3) 郵送による住民票の写しの交付請求の場合に、請求書と本人確認書類の写し等を送付することで本人確認をしていることと比較して、電子情報処理組織を使用した交付請求において、電子署名を用いずに、請求情報と本人確認書類の画像等を送付して本人確認することとの違いは何でしょうか。

(答3) 郵送による住民票の写しの交付請求は、法第12条第7項等の規定に基づき、従前より、住民基本台帳制度下において認められてきたものであり、また、郵送請求の際は、請求書に自署又は押印を行わせることとしていることから、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第228条第4項の規定に基づき、送付される請求書は真正に成立したことが推定されるとされています。

一方、電子情報処理組織を使用した請求の場合には、情報等の送信者が写しを請求されている住民票の本人であるかどうか、及び送信された情報等が改ざんされていないかどうかを容易に判別することができないことから、上記問1の回答のとおり、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信することで本人確認を行うこととしており、これにより、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第3条の規定に基づき、送信された情報は真正に成立したことが推定されるとされています。したがって、電子署名がないと、上記のような本人確認ができていないこととなります。

なお、現在、政府全体として本人確認の厳格化を進めているところであり、電子情報処理組織を使用した申請等の際に、既に電子署名という厳格な本人確認手段があるにもかかわらず、これに劣る手段を採用することは適切でないと考えます。

<参照条文>

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（抄）

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第12条（略）

2（略）

3 第1項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カード（番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4～6（略）

7 第一項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）（抄）

（本人等の住民票の写し等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項）

第四条 法第十二条第一項の規定による住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付の請求は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長が適当と認める書類を提出してしなければならない。

2（略）

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手續等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6（略）

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第4条（略）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3～6（略）

○住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け昭和 42 年自治振第 150 号通知）
（抄）

第 2-4-(1)-①-ア-ア(ア)

次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

（略）

第 2-4-(1)-⑤-ア-ウ

入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 2 条第 1 項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）を行わせ、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が情報通信技術活用法第 6 条第 1 項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証することができるものに限る。以下「電子証明書」という。）のいずれかと併せてこれを送信させることにより、請求の意思を確認する（主務省令第 4 条第 2 項）。

A 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

B 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）

C 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

○民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）（抄）

（文書の成立）

第二百二十八条（略）

2・3（略）

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5（略）

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）（抄）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）

は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。